

# 連続バラバラ殺人事件の 事件リンク分析に関する一考察

目白大学心理学部心理カウンセリング学科 財津 亘

## 【要 約】

本研究は、連続バラバラ殺人における事件リンク分析の有効性を検討したものである。事件リンク分析とは、犯罪捜査の支援を目的として、統計学や心理学的手法を用いて犯行現場を分析する犯罪者プロファイリングの一種である。本研究では、二つの仮説を通して事件リンク分析の妥当性を検討した。一つ目の仮説は、同一犯人による連続殺人の犯罪行動は事件間で類似するといった「行動の一貫性」仮説であり、もう一つは異なる犯人の場合は連続殺人における犯罪行動は事件間で異なるといった「行動の識別性」仮説である。104名による120事件をオンライン新聞データベースより収集し、28カテゴリ（例、殺害方法や遺体の損壊、被害者の遺棄など）を多重対応分析によって検討した。多重対応分析の結果によると、連続犯の犯罪行動はその連続事件を通してまったく同じあるいは類似していたことから、前者の仮説は部分的に支持された。さらに、多重対応分析によると、次元上において104名がそれぞれ敢行した104事件の犯罪行動はまったくお互い合致することがなかったことから、後者の仮説を支持した。

キーワード：事件リンク分析、連続バラバラ殺人、行動の一貫性、行動の識別性、多重対応分析

## 問題と目的

被害者の遺体<sup>1)</sup>が発見された時点で何らかの切断行為が加えられている殺人事件、つまり殺害後に死体損壊をとまなう「バラバラ殺人」はその猟奇性や凶悪性から社会的反響が大きい事件であるとともに、発生頻度も低く、そもそも被害者の身元が判明しない場合もある。被害者の身元が不明であることは犯罪捜査の障壁となるのはもちろんであるが、それに加えて、渡邊・田村（1998）によると、バラバラ殺人のような発生頻度の低い事件では、個々の捜査員が同様の事件を担当する経験が少ないことから、それが阻害要因となるために事件解決が困難となることを述べている。バラバラ殺人の発生頻度の低さは、諸外国でも共通している。フィンランドを例に挙げると、1995年から2004年までの10年間でバラバラ殺人の発生件数は13件（殺人のうちの2.2%）であったとされているほか（Häkkanen-Nyholm, Weizmann-Henelius,

Salenius, Lindberg, & Repo-Tiihonen, 2009）、スウェーデンでは1961年から1990年までの30年間で22件であったと報告されている（Rajs, Lundström, Broberg, Lidberg, & Lindquist, 1998）。東アジアに視点を移すと、韓国では1995年から2011年までの11年間で65件の発生がみられ、同時期の殺人事件全体の件数（1,200件）のうちの「5.4%」に該当するという（Sea & Beauregard, 2016）。翻ってわが国について概観すると、1945年から1996年の50年間では123件（渡邊・田村, 1999）、1995年から2014年の20年間では126件（小俣, 2018）のバラバラ殺人事件が確認されている。小俣（2018）の同時期における殺人事件全体の認知件数を確認すると、1995年から2014年の20年間で24,868件（警察庁, 1999, 2005, 2009, 2014, 2019）となっており、殺人事件の中でもバラバラ殺人は「0.50%（126/24,868）」しか該当しないことから、希少性がかなり高い殺人

事件であることがわかる。

諸外国には、数多くのバラバラ殺人研究が存在する。たとえば、遺体を隠べいして発見を遅らせるため、もしくは遺体が発見されても身元を判明させないための“defensive (防衛的)”型、あるいは嫌悪や怒り、性的欲求、精神疾患を起因とする侮辱的な行為を含む“offensive (侮辱的)”型といった二つの類型が複数の研究で指摘されている (Guggenheimer, Caman, Sturup, Thiblin, & Zilg, 2021; Rajs et al., 1998)。Rajs, et al. (1998) は、上記二つの類型に加えて、怒りにまかせて殺害し、身体部位を切断するといった“aggressive (攻撃的)”型、身体部位を記念品やシンボルとして持ち帰る“necromanic (ネクロマニック)”型といった二つの類型を提案している。また、Sea & Beauregard (2016) は、韓国におけるバラバラ殺人をフィンランドなどの諸外国と比較することで各国の特徴を浮き彫りにしている。

翻って、本邦における同種の研究は、僅少というのが現状である。渡邊・田村 (1999) は、バラバラ殺人の犯罪捜査に資する目的で、戦後50年間のバラバラ殺人を分析し、犯人像に関する知見を提供している。「犯人像推定」は、犯罪者プロファイリング (警察庁, 2021) の一種で、可能性の高い犯人像を捜査員に提示することにより、効率的かつ有効な犯罪捜査を推進する目的で行われる。渡邊・田村 (1999) の報告によると、バラバラ殺人は被害者が「未成年の男女」、「成人の男性」、「成人の女性」の場合で、それぞれ犯人像が異なるとされている。たとえば、「未成年の男女」が被害者の場合は、被疑者の動機は主に「性目的」で被害者と面識のない単独犯によるとされている。また、被害者が「成人の女性」の場合は、7割以上が親族や愛人による事件で、多くが被害者と面識があるという。一方で、「成人の男性」が被害者であれば、被害者と面識がある知人が多いとされる。このような知見は、事件の被害者に応じて、被害者と面識のないような人物を犯罪捜査対象とするか、面識があるとしても親族や愛人あるいは知人を対象とするかなど、捜査方針を決定する際に有用となる。このほかには、バラバラ殺人の事件自体を年齢層別で詳細に検討した研究 (渡

邊・田村, 1998)、事件自体をタイプ別に分類した研究 (小俣, 2018)、事例研究 (Sugiyama, Tatsumi, Noda, Yamaguchi, Furutani, Izumi, Wakatsuki, & Yoshimura, 1995) が挙げられる。

本研究では以下の理由から、単一および連続バラバラ殺人のサンプルを用いて、連続事件に適用するいわゆる「事件リンク分析 (linkage analysis)」の有効性を検討し、犯罪捜査に資する知見を提供することを目的とした。事件リンク分析とは、前述の犯人像推定と同様に犯罪者プロファイリングの一種で、連続事件のうち、同一犯人による事件か否かを推定する分析手法である。指紋やDNA型など物的証拠や目撃証言が得られない事件では、事件間の犯罪行動の類似性を比較して犯人の同一性を検討する。このことから、ケース比較分析 (comparative case analysis) とも呼ばれる (Canter & Youngs, 2009)。通常は、空き巣など窃盗事件が20件発生しているのであれば、はじめに事件リンク分析を行い、20件のうち何件が同一犯人によるか事件か推定する。そして、その後に犯人像推定や地理的プロファイリング (犯人の居住地を含む活動拠点を推定する手法) といった犯罪者プロファイリングの各種分析を実施する。わが国では連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件などにおいて犯罪者プロファイリングが活用されており、このような事件リンク分析が実際の犯罪捜査場面において行われている (警察庁, 2021)。ここでは本研究の題材であるバラバラ殺人を例に、事件リンク分析の有用性について説明する。ある都道府県においてバラバラ殺人が発生すると仮定して、その後に同種の事件が発生するも、被疑者が不明である場合には、まず両事件が同一犯人によるか否かが重要となる。両事件が同一犯人によるか否かが判明すれば、その分析結果に応じて捜査方針を決定することができる。一方で、ある事件において被疑者が検挙され、事件が解決するも、もう一つの同種事件については被疑者が否認する、あるいは証拠がないといった状況であるとする。この場合は、事件リンク分析によって、その被疑者によるものか否かを推定することも可能となる。前述の犯人像推定

という手法は、未解決事件の犯人がどのようなタイプの人物かを見極めるために属性（性別や年齢層、生活様式、職業、前歴など）を推定することが目的であることから、個々の犯人を特定する手法ではない。しかしながら、連続事件のうち、ある事件Aで被疑者が検挙され、事件リンク分析によって「事件Aと事件Bは、同一犯人による犯行」と推定されるのであれば、それは事件Aで検挙された人物が事件Bにも関与している可能性が高いという事実を示すこととなり、結果として個々の事件における犯人を特定することにつながる。そこで、本研究では、連続バラバラ殺人の事件リンク分析を検討するものであるが、諸外国の事件リンク分析の研究を概観すると、殺人事件の事件リンク分析に関連した文献は散見されるものの（Labuschagne, 2006; Salfati & Bateman, 2005; Santtila, Pakkanen, Zappala, Bosco, Valkama, & Mokros, 2008）、バラバラ殺人に関する事件リンク分析の研究はみられない。また、わが国の事件リンク分析研究に視点を移すと、性犯罪や窃盗などを対象とした研究（萩野谷, 2014, 2016a, 2016b; 藤田・横田・渡邊・鈴木・和智・大塚・倉石, 2011; 横田・渡邊・和智・大塚・倉石・藤田, 2015）はみられるものの、そもそも殺人事件をメインに扱った事件リンク分析の有効性を検討した研究はみられない。以上のことから、本研究ではバラバラ殺人を題材として事件リンク分析の妥当性を検討し、同種事件が発生した際に有益な知見を提供することを目的とした。

なお、事件リンク分析に有効とされる情報として「地理的近接性（犯行地が近いこと）」と「時間的近接性（犯行間隔が短い、犯行時間帯が類似しているなど）」が挙げられる（萩野谷, 2016a; Markson, Woodhams, & Bond, 2010）。たとえば、Markson, et al. (2010) によると、一般住宅対象の窃盗を分析したところ、犯罪行動以上に「地理的近接性」と「時間的近接性」の情報を用いることで事件リンクの精度が高いことを報告している。しかしながら、連続バラバラ殺人においては、たとえば犯人が遺体を河川に遺棄した場合、遺体が漂流することによって遺体遺棄場所と遺体発見場所が一致しないこ

ともありえる。また、「時間的近接性」については、解剖等によってある程度の死亡推定時刻を推定はできるかもしれないが、殺害あるいは遺体を遺棄した日にちや時間帯、曜日などの時間情報を特定すること自体が困難であろう。このことから、連続バラバラ殺人においては「地理的近接性」や「時間的近接性」による分析は困難となる。以上の理由から、本研究では、バラバラ殺人における「犯罪行動」を基にした事件リンク分析を検討する。

犯罪行動を基にした事件リンク分析が可能となる背景には、犯罪行動の「一貫性」と「識別性」といった理論的根拠がある（Woodhams, Hollin, & Bull, 2007）。一貫性とは、同一犯人であれば連続事件において同様の行動をとり、状況に左右されにくい犯行特徴のことである。また、識別性とは、犯罪者特有の、発生頻度が比較的少ない行動のことで、「個人差」と言ってもよい特徴のことである。つまり、異なる事件であっても同様の犯罪行動がみられ、かつその犯罪行動が他の犯罪者と比較して異なることで、同一犯人が敢行した事件か否かを推定できるのである。以上から、本研究では以下の仮説を検証することを通して、「連続バラバラ殺人」の事件リンク分析に関して検討することとした。

仮説①：同一犯人によるバラバラ事件であれば、行動の「一貫性」からそれぞれの事件間における犯罪行動の類似性は高い。

仮説②：異なる犯人によるバラバラ事件であれば、行動の「識別性」からそれぞれの事件間における犯罪行動の類似性は低い。

以上の事件リンク分析の検討にあたり、本研究では事件の発生そのものの「希少性」も合わせて検討した。犯罪は罪種によって発生頻度が異なるが、発生頻度が高い事件（窃盗など）に比べて、発生頻度が低い（バラバラ殺人など、つまりは希少性が高い）事件の方が、事件リンク分析を行って「同種の連続事件は同一犯人による」と推定した場合の結論を強く主張できる

と言えよう。このことから、本研究では、まず先行研究でも報告されているバラバラ殺人の希少性を確認した上で、犯罪行動の類似性を基に事件リンク分析を検討することとした。

本研究に移る前に、ここで改めてバラバラ殺人に関する定義を確認する。バラバラ殺人は、日本の法律上「死体損壊罪」に該当し、「死体遺棄罪」を含み、刑法第190条に「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。」と明記されている。諸外国では研究上、「バラバラ殺人」を「個人の四肢もしくは他の重要な身体部位を物理的に離す行為、あるいは臓器を取り去る、あるいは激しい損傷を与えることで、「切断」を含む行為」とする定義が多く採用されている(Häkkanen-Nyholm, et al., 2009; Labuschagne, 2004)。一方、渡邊・田村(1998, 1999)では、「他殺体の発見時に、その身体(体幹または体節)に何らかの切断行為を試みた形跡のある」事件としており、本研究では日本の研究で採用されている渡邊・田村(1998, 1999)の定義に沿うこととした。ただし、渡邊・田村(1998, 1999)では、被害者を殺害目的で切断した結果として生じた切断遺体も含んでいる。その切断の痕跡が殺害時に切断されたものか否かは司法解剖等を行い、生活反応<sup>2)</sup>の有無などを検討することで判明する事実とも言える(上野, 2010)。このことから、本研究では、渡邊・田村(1998, 1999)と同様の定義とするが、あくまで「死体損壊罪」と同様に「遺体に対する切断」を研究対象とした。

また、本研究では1回のみバラバラ殺人とともに、連続バラバラ殺人のサンプルも収集したが、「連続殺人(serial murder)」については、米国連邦捜査局(FBI)で用いられている「同一犯人が、感情的な冷却期間をおいて、地理的または時間的に離れて、2名以上を殺害する(Douglas, Burgess, Burgess, & Ressler, 2013)」を定義として採用することとし、「感情的な冷却期間」として「別日」に殺害された事件を取り扱うこととした。

## 方法

### サンプル

前述のとおり、本研究では、「バラバラ殺人」の定義を「他殺体の発見時に、その遺体(体幹または体節)に何らかの切断行為を試みた形跡のある」事件とし、連続事件については「感情的な冷却期間をおいた別日による犯行」とした。ただし、同一犯人によって、別日に殺害されたとしても、たとえば第一事件が上記定義の「バラバラ殺人」であるが、第二事件が上記定義の「バラバラ殺人」に該当しない場合は第二事件を除いた。また、「同一日」に複数人が殺害された事件については、死体損壊などの方法が類似する可能性が高いことから、主となる被害者の事件を分析に用いた。

オンライン新聞記事データベース(朝日新聞「聞蔵Ⅱ」、読売新聞「ヨミダス」、毎日新聞「毎策」、およびG-Searchデータベースサービス)を用いて、1989年以降に検挙された「死体損壊罪」に係る事件の情報を収集した(「犯行時」ではなく、「検挙時」を基準とした理由として、本研究ではまず日本における「バラバラ殺人」の希少性を検討することとし、特定の期間における殺人事件の総検挙人員数のうちの、「バラバラ殺人」の検挙人員数を基に割合を算出したためである)。検索条件は、「損壊」、「逮捕」とし、抽出された事件内容を精査し、前述した「バラバラ殺人」および「連続殺人」の定義に該当する情報を抽出した。

以上の作業の結果、115名による137事件の情報を収集した。後述の「バラバラ殺人」の希少性に関する検討の際には、この115名という検挙人員数を用いたが、その後の多変量データ解析による類似性の分析を行う際は、これらの事件情報のうち、殺害方法や遺体の損壊箇所、分割数に関する事件情報が得られなかったものを除いた、104名による120事件を分析に用いた。なお、104名のうち97名は1件のみの「単一殺人」であり、連続事件を敢行した者は7名(うち4名が2件、2名が3件、1名が9件のバラバラ殺人を敢行した者)であった。

### 変数およびデータセットの作成

本研究では、先行研究(渡邊・田村, 1998,

1999)を参考に、以下の変数およびカテゴリを基にデータセットを作成した。

- (a) 殺害方法：窒息死（扼殺、絞殺など）、刺殺、殴打殺、その他\*
- (b) 損壊方法：焼燬（遺体を焼損すること）
- (c) 損壊箇所（複数該当あり）：頸部切断、四肢切断（一箇所でも腕・脚が切断されていれば該当）
- (d) 遺体の分割数：分割なし\*、2分割、3分割、4-5分割、6分割以上
- (e) 遺棄環境（複数該当あり）：被疑者宅、山林・雑木林、海・池沼・川・用水路、その他
- (f) 遺棄方法（複数該当あり）：水中遺棄、地上放置、土中埋没、ごみ収集に出す、その他
- (g) 遺棄箇所数：1箇所\*、2箇所、3箇所以上
- (h) 容器など（一斗缶、ドラム缶、ポリバケツ、ビニール袋など）に入れたか否か
- (i) 被害者の国籍：日本国籍、外国籍\*
- (j) 被害者の性別：男性、女性\*
- (k) 被害者の年齢：未成年、20代、30代40代、50代60代、70代以上\*

前述の作業で収集した情報を基に、各事件において該当するカテゴリであれば「1」、該当しない（あるいは確認できなかった）カテゴリの場合は「0」として入力作業を行い、データセットを作成した。なお、後述の多重対応分析を実施するにあたり、変数内で背反となるカテゴリについては削除した（例、「被害者の年齢」であれば、「未成年」「成人」のうち、一方の「未成年」を削除した。削除したカテゴリについては上記のカテゴリに「\*」を付けた）。その結果として、28カテゴリ（11変数）×120事件のデータセットを作成して分析に用いた。

#### 分析手続き

殺人検挙人員の中の「バラバラ殺人」の割合の算出 まず前述したように「バラバラ殺人」が希少性の高い犯罪であるか否かを次の方法で検討した。「警察白書（警察庁、1994、1999、2005、2009、2014、2019）」の統計資料および

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を基に、1989年から2020年までの間の殺人に係る「検挙人員数」を調べ、その期間中の総殺人検挙人員数を算出した。続いて、この「殺人検挙人員数」を分母に、前述した「115名（オンライン新聞記事データベースにおいてヒットした「バラバラ殺人」に係る検挙人員数）」を分子として計算することで、この期間における殺人事件のうちの「バラバラ殺人」の割合を算出した。

**多変量データ解析による犯罪行動の類似性の検討** 前記28カテゴリ（11変数）×120事件のデータセットについて多重対応分析を行い、事件間の類似性の検討を行った。多重対応分析は、（カテゴリの）数量化得点および（事件の）オブジェクト得点を算出し、それぞれの得点を多次元空間上に布置することによって、カテゴリあるいは事件間の類似性を視覚的に検討することができる分析手法である（Di Franco, 2016）。連続性犯罪を題材として多重対応分析の事件リンク分析の有効性を検討した横田・和智・大塚・小野・平間・渡邊（2014）によると、同一犯人による事件間の距離は相対的に近距離に布置され、異なる犯人による事件間の距離は相対的に遠距離に布置される傾向があり、手法の妥当性が示されている。このことから本分析においても多重対応分析を用いることとし、多重対応分析の結果として算出されるオブジェクト得点を基に、二次元上に各事件を布置し、その関係から事件間の類似性を確認することで、犯罪行動の「一貫性」と「識別性」について検討した。

続いて、多重対応分析で得られた120事件すべてのオブジェクト得点を基に、二つの事件間の距離（本研究では、ユークリッド距離を用いた）を算出した。続いて、「異なる犯人（104名）による事件（104事件、「連続バラバラ殺人」については同一犯人による複数事件からランダムに1事件抽出）」間の距離（組み合わせ数 ${}_{104}C_2$ で5,356サンプル）を基に確率密度を推定した。次に、その得られた分布の中で「同一犯人（7名）による事件」間の距離がどこに位置するか検討することとした（同一犯人による事件については、2件敢行している4名については事件間距離がそれぞれ1サンプル（ ${}_2C_2$ ）、3件敢

行している2名についてはそれぞれ3サンプル ( ${}_{3}C_{2}$ )、9件敢行している1名については36サンプル ( ${}_{9}C_{2}$ )となることから計46サンプルの位置を確認した)。加えて、「異なる犯人による事件 (5,356サンプル)」と「同一犯人による事件 (46サンプル)」の距離を基に効果量 (Cohen's  $d$ ) を算出した。

なお、多重対応分析にあたっては、「R ver.4.1.1 (R Core Team, 2021)」およびパッケージ「FactoMineR ver.2.4」を使用し、その他の確率密度推定の際も「R ver.4.1.1 (R Core Team, 2021)」を用いた。

## 結果

### 殺人検挙人員の中の「バラバラ殺人」の割合の算出

警察統計を基に調べたところ、1989年から2020年の殺人に係る「検挙人員数」は、36,859

名で、同期間内に「バラバラ殺人」で検挙された「検挙人員数」が115名であったことから、殺人のうちバラバラ殺人に關与して検挙されたものの割合は0.31%であった。

### 多変量データ解析による犯罪行動の類似性の検討

Figure 1 に多重対応分析の結果を示した。Figure 1の「・」は1件のみ敢行した犯人による「バラバラ殺人」を示している。また、そのほかのマークは、それぞれ「連続バラバラ殺人」に及んだ犯人による事件を示している（同一マークが同一犯人による事件）。分析結果によると、Figure 1の「●」マークで示した事件が3件ともまったく同じ犯行形態であったためすべて合致した。また、Figure 1の「■」マークで示した事件は9件の「バラバラ殺人」であるが、9件のうちある4件の事件が合致、別の4件の

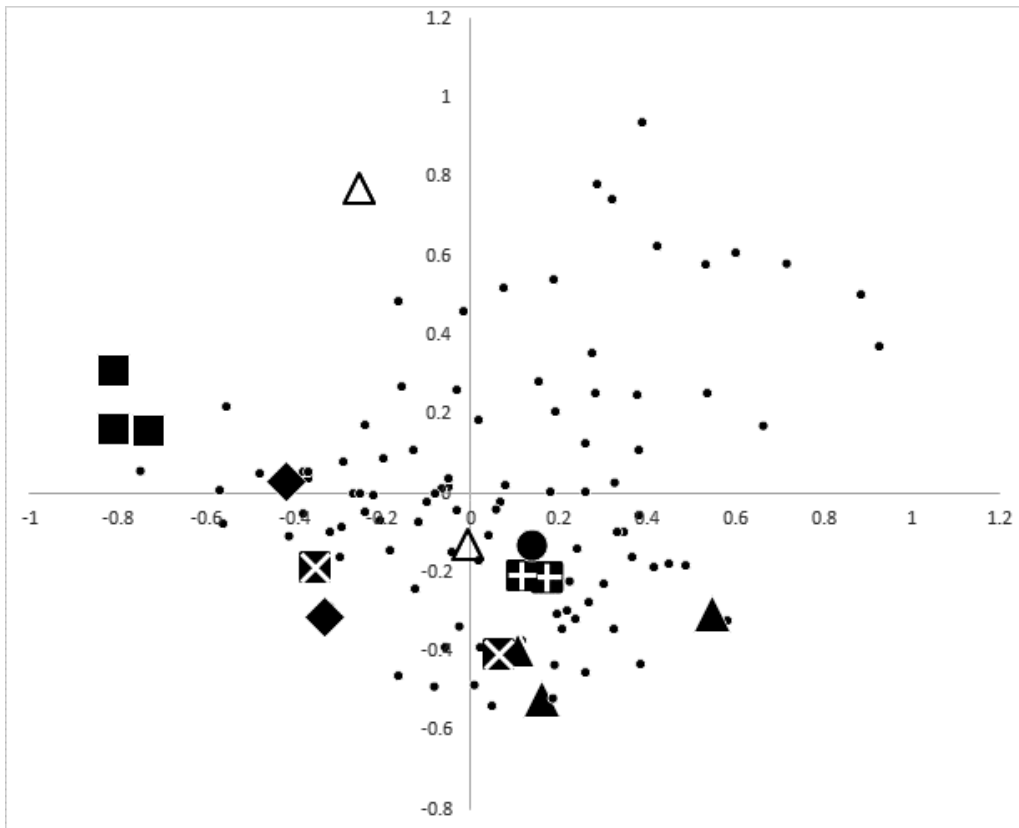


Figure 1 犯罪行動に関する多重対応分析

(同一マークは、同一犯人による事件を示しており、●の2事件は合致し、■の9事件についても複数の事件が合致したもの)

事件が合致した。これらの結果は、同一犯人による事件間の類似性の高さを示しており、「バラバラ殺人」における犯罪行動の一貫性を意味している。ただし、このほかについて概観すると、同一犯人による事件が近接して布置する傾向はみられたものの、かなり離れて布置する事件も一部みられた。なお、これらの120事件すべてにおいて、異なる犯人による事件が合致している例は一切みられなかったことから、異なる犯人による事件間の類似性の低さ、いわんや犯罪行動の識別性を示唆した。

続いて、104事件間の距離（5,356サンプル）から推定した確率密度をFigure 2に示す。

Figure 2によると、「同一犯人による事件（46サンプル）」は比較的この分布の左側に位置している。この分布の下限5%よりも下に位置する事件間距離は46サンプル中19サンプル（41%）であった。また、「連続バラバラ殺人」の7名の中で、下限5%未満の事件間距離を示した者は3名（43%）であった。なお、「異なる犯人による事件（5,356サンプル）」と「同一犯人による事件（46サンプル）」の距離に関して効果量（Cohen's  $d$ ）を算出したところ、効果量「大（0.80）」を大幅に上回る効果量「1.41」が得られた。

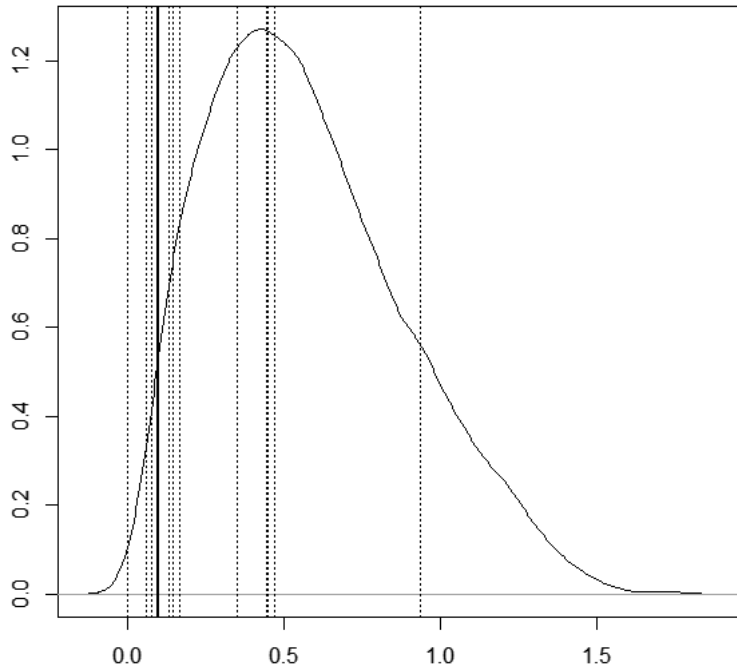


Figure 2 事件間のユークリッド距離を基にした確率密度

（「異なる犯人104名」による事件」間の距離 5,356サンプルを基に推定した確率密度 実線は下限の5%水準、破線は「同一犯人（7名）による事件」間の距離（46サンプル）がこの分布のどの位置か示したもの）

## 考察

本研究では、バラバラ殺人の犯罪行動の類似性を検討する前に、事件としての希少性を検討した。その結果、過去30年間の殺人事件で検挙された者のうち、バラバラ殺人に関与して検挙されたものの割合は0.31%と僅少であり、バラ

バラ殺人の希少性の高さを再確認することができた。前述の諸外国と比べると、日本のバラバラ殺人は希少性がかなり高い一方で、日本の先行研究（小俣（2018）の「0.50%」）と比較すると同様であったと言えよう。

続く多重対応分析の結果、同一犯人による事

件の場合で、犯罪行動が合致もしくは近接するといった結果が得られた。ただし、同一犯人による事件であっても、かなり離れて布置したのもみられた。確率密度の結果によると、下限5%以下の事件間距離を示した者は7名中3名であったものの、「異なる犯人による事件間距離」と「同一犯人による事件間距離」の効果量は非常に大きな値を示した。このことから、前述の仮説①については部分的に支持したと言える。仮説②については、多重対応分析において異なる犯人による事件で合致した結果が得られなかったことから支持できるものと考えた。

本研究の結果から、たとえば将来バラバラ殺人が発生する際に、それらの犯罪行動を基に多変量データ解析を実施し、次元上において両事件が合致するような結果が得られるのであれば、その場合は「第一事件と第二事件は、同一犯人によるものと推定する」といった結論にいたることができよう。本研究でも示したとおり、「バラバラ殺人」は殺人事件の中でも非常に希少性の高い事件である。その中でもさらに犯罪行動において合致するのであれば、それは他の罪種(窃盗など)で犯罪行動の合致が確認される以上に両事件のリンクを強く主張できることを意味している。一方で、同一犯人による事件であっても多重対応分析の次元上でかなり離れた結果も得られたことから、本研究の結果を考慮すると、未解決のバラバラ殺人を分析した結果、事件間距離が次元上でかなり離れたとしても、「第一事件と第二事件は、異なる犯人によるものと推定する」と明確に結論付けることは困難と言える。

事件リンク分析が有効であることは、犯罪捜査のみならずその後の裁判における「犯人の同一性」の立証といった点においても証拠となりうる可能性を秘めている。松代(2014)によると、「前科や余罪にかかる証拠は、事実認定には原則として使えない」とされているものの、例外も認められており、前科前歴の犯罪事実と今現在問題となっている事件が極めて類似していることで証拠として採用された例もある。最高裁判所の判決によると、「前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合についていうならば、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有

し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであって、初めて証拠として採用できる(松代, 2014)」とされている。このことは逆に言えば、「事件の犯罪事実と顕著な特徴」があるといった「識別性」があり、かつ「事件間に極めて類似した特徴」があるといった「一貫性」を明確に示すことができれば証拠となりうることを示唆している。

バラバラ殺人は社会的反響が大きいことから、他の罪種に比べると報道される情報量は多く、いわゆる「暗数」が少ないものと思料される。このことから、本研究ではオンライン新聞データベースを活用した。連続殺人事件の類型研究を行った喜入・久保田・新岡・越智(2017)の研究では、本研究と同様の方法でサンプルを収集して分析を行っている。さらに、警察部内で実施された同種の研究(渡邊・横田・和智・藤田, 2008)と比較したところ、新聞記事を利用した場合と警察資料を利用した場合に重大な違いはないと報告されている。しかしながら、情報によっては報道される内容に誤りがある可能性も否めない点は留意しなければならない。そのうえで、今後は「バラバラ殺人」において、より一貫性が高く、識別性を有する変数を検討する必要があるだろう。

## 引用文献

- Canter, D., & Youngs, D. (2009). *Investigative psychology: Offender profiling and the analysis of criminal action*. Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Di Franco, G. (2016). Multiple correspondence analysis: One only or several techniques?. *Quality and Quantity*, 50, 1299-1315. <https://doi.org/10.1007/s11135-015-0206-0>
- Douglas, J.E., Burgess, A.W., Burgess, A.G., & Ressler, R.K. (2013). *Crime classification manual: A standard system for investigating and classifying violent crime*. 3rd ed. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.
- Guggenheimer, D., Caman, S., Sturup, J., Thiblin, I., & Zilg, B. (2021). Criminal mutilation in



- Sweden from 1991 to 2017. *Journal of Forensic Sciences*.  
<https://doi.org/10.1111/1556-4029.14736>
- 藤田 悟郎・横田 賀英子・渡邊 和美・鈴木 護・和智 妙子・大塚 祐輔・倉石 宏樹(2011). 実務のための量的な方法による事件リンク分析 日本法科学技術学会誌, 16, 91-104.  
<https://doi.org/10.3408/jafst.16.91>
- 萩野谷 俊平(2014). 住居を対象とする侵入窃盗の事件リンク分析 応用心理学研究, 40, 45-53.
- 萩野谷 俊平(2016a). 地理的・時間的接近性による罪種横断的な事件リンク分析 心理学研究, 87, 343-353.  
<https://doi.org/10.4992/jjpsy.87.15030>
- 萩野谷 俊平(2016b). 連続事件と単発事件における事件リンク分析の検討 応用心理学研究, 42, 112-120.
- Häkkanen-Nyholm, H., Weizmann-Henelius, G., Salenius, S., Lindberg, N., & Repo-Tiihonen, E. (2009). Homicides with mutilation of the victim's body. *Journal of Forensic Sciences*, 54, 933-937.  
<https://doi.org/10.1111/j.1556-4029.2009.01094.x>
- 警察庁(1994). 警察白書(平成6年版) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h06/h06index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(1999). 警察白書(平成11年版) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h11/h11index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(2005). 警察白書(平成17年版) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h17/index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(2009). 警察白書(平成21年版) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h21/index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(2014). 警察白書(平成26年版) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(2019). 警察白書(令和元年) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r01/index.html> (2021年8月3日)
- 警察庁(2021). 警察白書(令和3年) Retrieved from  
<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/index.html> (2021年8月3日)
- 喜入 暁・久保田 はる美・新岡 陽光・越智 啓大(2017). 日本における連続殺人事件の類型と単一殺人事件との比較 心理学研究, 87, 633-643.  
<https://doi.org/10.4992/jjpsy.87.15228>
- Labuschagne, G. (2004). Features and investigative implications of muti murder in South Africa. *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 1, 191-206.  
<https://doi.org/10.1002/jip.15>
- Markson, L., Woodhams, J., & Bond, J. W. (2010). Linking serial residential burglary: Comparing the utility of modus operandi behaviours, geographical proximity, and temporal proximity. *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 7, 91-107.  
<https://doi.org/10.1002/jip.120>
- 松代 剛枝(2014). 類似事実立証について—最高裁平成24年9月7日判決/同平成25年2月20日決定と英米法の論理— 関西大学法学論集, 63, 1740-1764.
- 小俣 謙二(2018). 判例を用いたバラバラ殺人事件の分類の試み 駿河台大学論叢, 56, 61-72.  
<https://doi.org/10.15004/00001879>
- Rajs, J., Lundström, M., Broberg, M., Lidberg, L., & Lindquist, O. (1998). Criminal mutilation of the human body in Sweden: A thirty-year medico-legal and forensic psychiatric study. *Journal of Forensic Science*, 43, 563-580.  
<https://doi.org/10.1520/JFS16183J>
- Salfati, C. G., & Bateman, A. (2005). Serial homicide: An investigation of behavioural consistency. *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 2, 121-144.  
<https://doi.org/10.1002/jip.27>
- Santtila, P., Pakkanen, T., Zappala, A., Bosco, D., Valkama, M., & Mokros, A. (2008). Behavioural crime linking in serial homicide. *Psychology, Crime and Law*, 14, 245-265.  
<https://doi.org/10.1080/10683160701739679>
- Sea, J., & Beauregard, E. (2016). Mutilation in Korean homicide: An exploratory study. *Journal of Interpersonal Violence*, 34, 2863-2877.  
<https://doi.org/10.1177/08862605166663898>
- Sugiyama, S., Tatsumi, S., Noda, H., Yamaguchi, M.,

- Furutani, A., Izumi, M., Wakatsuki, R., & Yoshimura, M. (1995). Investigation of dismembered corpses found during the past 10 years in Osaka. *Acta Criminologicae et Medicinae Legalis Japonica*, 61, 192-200.
- The R Core Team (2021). R: A language and environment for statistical computing. R Foundation for Statistical Computing, Vienna, Austria.  
<https://www.R-project.org/>.
- 上野 正彦(2010). 死体の犯罪心理学 アスキー新書
- 渡邊 和美・田村 雅幸(1998). 戦後50年間におけるバラバラ殺人事件の形態分析 科学警察研究所報告防犯少年編, 39, 52-65.
- 渡邊 和美・田村 雅幸(1999). バラバラ殺人事件の犯人像 科学警察研究所報告防犯少年編, 39, 83-101.
- 渡邊 和美・横田 賀英子・和智 妙子・藤田 悟郎(2008). 連続殺人犯の行動の一貫性に関する分析 犯罪心理学研究, 46(特別号), 44-45.
- Woodhams, J., Hollin, C. R., & Bull, R. (2007). The psychology of linking crimes: A review of the evidence. *Legal and Criminological Psychology*, 12, 233-249.  
<https://doi.org/10.1348/135532506X118631>
- 横田 賀英子・和智 妙子・大塚 祐輔・小野 修一・平間 一樹・渡邊 和美(2014). 多重対応分析を用いた事件リンク分析の試み 日本行動計量学会大会抄録集, 42, 104-105.
- 横田 賀英子・渡邊 和美・和智 妙子・大塚 祐輔・倉石 宏樹・藤田 悟郎(2015). 連続性犯罪の事件リンク分析 心理学研究, 86, 209-218.  
<https://doi.org/10.4992/jjpsy.86.13086>

#### 【脚注】

- 1) 本研究では、基本的に「遺体」と表記するが、「死体損壊罪」といった罪名については「死体」と表記する。
- 2) 生活反応とは、法医学の用語で、遺体に何らかの外的な痕跡(刺創など)が認められる場合に、それが生前によることを示す生体特有の反応(皮下出血や筋肉内出血など)のことである。逆に言えば、生活反応がないという事実は、死後による痕跡の可能性を示唆する。

—2021年9.19.受稿, 2021年11.16.受理—

## Mutilation in Japanese serial homicides and behavioral linkage analysis

Wataru Zaitso

Mejiro University, Graduate School of Psychology

Mejiro Journal of Psychology, 2022 vol.18

### **[Abstract]**

This study investigates the validity of behavioral linkage analysis in offender profiling in Japanese serial homicides with mutilation. Behavioral linkage analysis is a kind of offender profiling where the crime scene is analyzed using statistical and psychological methods. This study examined the validity of the linkage analysis through two hypotheses. One, each serial offender exhibit similar criminal behaviors in serial homicides (behavioral consistency). Two, each single offender exhibit different criminal behaviors (behavioral distinguishability). Data on 120 cases by 104 homicide offenders (97 single and 7 serial offenders) were gathered from online newspaper databases; these cases comprised 28 categories of variables (e.g., method of homicide and mutilation and abandonment of victims) and were analyzed using Multiple correspondence analysis. The results partially supported the first hypothesis because the criminal behaviors of serial offenders were the same or similar in each case. Furthermore, the results also supported the second hypothesis because the 104 cases by 104 offenders were not concerted with each other.

**keywords** : behavioral linkage analysis, mutilation in serial homicides, behavioral consistency, behavioral distinguishability, Multiple correspondence analysis